

第 1 1 回釧路地方裁判所地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

3月9日(金)午後1時30分から午後3時10分

2 開催場所

釧路地方裁判所5階第1会議室

3 出席者等

(1) 出席委員

北野宏明(北海道新聞釧路支社) 小濱浩庸(釧路地方裁判所)
今重一(釧路弁護士会) 長谷川 渉(北海道建築設計事務所協会)
廣瀬勝人(釧路地方検察庁) 松実 寛(釧路消費者協会)
宮部理喜男(釧路市商店街振興組合連合会) 山崎 学(釧路地方裁判所)(委員長)

(2) 欠席委員

浅村隆雄(釧路市漁業協同組合) 梅岡義幸(釧路市企画財政部)
佐藤正樹(釧路司法書士会) 平間育子(釧路女性団体協議会)
山口 隆(釧路市教育委員会)

(3) 裁判所

空井克憲(事務局長) 杉本正則(事務局長) 西亦敏廣(民事首席書記官)
宍戸健次(刑事首席書記官) 富所猛男(事務局次長) 富所 良(刑事訟廷管理官)

(5) 庶務

安藤正樹(総務課長) 安達哲也(総務課長) 石丸勝也(総務課庶務係長)

4 議事

(1) 所長あいさつ

(2) 検察庁藤田信宏委員の後任として廣瀬勝人委員が就任したことが紹介され、同人からあいさつをいただいた。

(3) 富所刑事刑訟廷管理官から裁判所における刑事裁判及び少年審判手続における犯罪被害者等に対する配慮について以下の点につき説明がされた。

ア 刑事裁判手続

① 負担軽減措置

付添い(刑事訴訟法157条の2)、遮へい(刑事訴訟法157条の3)、ビデオリンク方式(刑事訴訟法157条の4)

② 刑事裁判手続への関与

裁判の優先的傍聴(犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律2条)、意見陳述、記録の閲覧・謄写(前同法3条)

③ 被害回復

刑事和解制度(前同法4条)

イ 少年審判手続

- ① 負担軽減措置
刑事裁判手続と同じ
- ② 少年審判手続への関与
意見陳述の聴取（少年法9条の2），記録の閲覧・謄写（少年法5条の2），審判結果等の通知（少年法31条の2）

(4) 意見交換

委員 なかなか一般の人には知られていない制度だと思う。

委員 被害者の知らないところで手続が進むのではなく，いろいろな形で被害者が関われるように制度化されていることは良いことだと思う。

委員 当然にあるべき被害者の権利が，きちんと制度化されており大変良い。

委員長 制度利用としては，記録の閲覧謄写が一番多い。遮へい措置もかなり多く使われている。

委員 平成12年からある制度のようだが，報道する側として具体的にどれくらいの利用があったのか無関心だった。

被害者の意見陳述については，裁判所としていかがお考えか。

委員長 証人尋問みたいに反対尋問がない分，どの程度まで判決に斟酌できるかは議論のある制度である。

委員 被害者は検察側の証人として法廷に立つときがあるが，裁判官は，被害者の証言からそう間違っただけの影響は受けないと思われる。

しかし，被害者の意見陳述に対する反対尋問については，弁護人としては相当の勇気が要り，なかなかできるものではない。

委員 被害者としては，今までは供述調書の中での主張しかなく，意見陳述は，生の声を裁判所で聞いてほしいという要請からくるものだと思う。

委員長 被害者に対するこれらの制度は，導入時は良い制度と思ったが，今となっては当たり前の制度になったと思われる。

委員 被害者の意見陳述の要望は，捜査の段階で確認している。最初は意見陳述に乗り気ではない被害者であっても，公判を傍聴等した後にはやはり意見陳述したいと言ってくる場合もある。

委員 民事裁判でも，刑事事件にならって制度改正の動きがある。

委員 これらの制度は良い制度だと思うが，項目によっては，いろいろと評価もできるし問題点を含んでいるものもあると思う。裁判所としては，どの程度評価しているのか。

委員長 刑事和解の手続については，利用率が低い。その理由については，裁判所が積極的に和解を勧めることができず，対立当事者間で和解の合意に至ることが少ない。この制度だけは，なかなか利用率が上がらない。他の制度は利用されている。遮へい措置については，証人の出頭確保の面で，とても良い制度と思っている。

(5) 廣瀬委員から検察庁における被害者対策への取組として以下の項目について説明がされた。

ア 「被害者等通知制度」

事件の処理結果，公判期日，刑事裁判の結果等の通知

イ 「被害者等に対する出所情報の通知制度」

被害者配慮による釈放予定時期の通知，自由刑執行終了による釈放の事実及び釈放年月日の通知

ウ 「被害者等に対する出所情報の通知制度」

被害者の再被害防止，接触防止等保護の観点による通知。釈放予定の2か月から数日前までに加害者の帰住先及び釈放予定時期を通知している。

エ 被害者等に対する不起訴記録の開示の取扱い

刑事訴訟法47条により非公開が原則であるが，同条ただし書きにより，被害者等が民事提訴等に必要で代替性のないもの等については，プライバシーを侵害しない範囲で開示対応をしている。

オ 被害者等からの相談

「被害者支援員」を全国の検察庁本庁に配置して，相談や関連機関の紹介を行っている。ホットラインの設置や夜間でもファクシミリによる受付を行っている。

カ 公判における被害者対策

① 公判における起訴状朗読等の際に性犯罪被害者や児童については，「被害者」「被害児童」等と実名朗読を控えている。

② 負担軽減のためのビデオリンクや遮へい措置の導入

③ 冒頭陳述の内容を記載した書面の交付

キ 被害者専用待合室の設置

ク 職員に対する犯罪被害者等の保護，支援に関する意識向上等

ケ 犯罪被害者等に対する現行制度の周知について

(6) 意見交換

委員長 被害者支援員は検察庁の職員なのか。

委員 職員のOBが担当している。

委員長 公判における起訴状朗読の際に，被害者名をふせて読まない扱いについて，弁護士側としては違和感はないか。

委員 法整備される前から運用として導入されていたため，特に違和感はない。

委員 犯罪被害者が利用できる制度を被害者に伝えるのは，検察官が伝えているのか。

委員 被害者支援員だけでなく検察官も被害者に接触する際に説明しているし，警察でも制度について説明している。

被害者支援員は民事，刑事を問わず相談に応じているが，検察庁で扱えない手続は，その関連機関を紹介している。

委員 被害者に対する諸制度についての広報活動は誰が行うのか。

委員長 警察署，検察庁，裁判所とNPO法人等もそれぞれ広報活動はしている。しかし，これらは被害者になって初めて必要とされる制度なので，

広く一般的に広報するには至っていないのが現状である。

委員 マスコミとしては、例えばこの度釧路地方検察庁が被害者専用待合室を設置したことなどは、ぜひ宣伝したいのでお知らせいただきたい。

委員 少年事件は被害者に対する結果通知があるが、成人の公判についてはどうか。

委員長 制度はないが、被害者から結果の照会があった場合には、裁判所としても結論は回答している。詳細を求められる場合は、検察庁に案内をしている。

(7) 法テラス釧路地方事務所長である今重一委員から法テラスでの犯罪被害者支援の対応について、以下の点を説明いただいた。

ア 犯罪被害者支援の諸手続の扱い機関の紹介、情報提供

イ 犯罪被害者支援の精通弁護士を紹介

日弁連の講義を3回以上受けており、以前に関連事件の経験のある弁護士を登録

被害者との接触方法等の技法を研修により習得

(8) 意見交換

委員 今回議論がされている犯罪被害者に対する配慮について周知の大切さを感じた。司法制度改革について、どのように変わってきたかは多くの市民が知らないので、マスコミとしてももっと周知に協力したい。

委員 先程出ていた犯罪被害者の意見陳述については証人になるのか。それとも一方的な陳述だけで質問はできないのか。

委員長 意見陳述は、思いのたけが出てしまい、人によっては思うように意見を言えない人がいる。そういうような人は意見陳述よりは、証人として出ていただいた方が思いを上手に伝えられる場合がある。

裁判所としても、被害者が証人として法廷に出て来やすい環境を作ることが大切であると考えている。

委員 検察庁としては、証人に対しては、かなり説得して証人として出廷してもらっている。遮へいやビデオリンク方式など出廷しやすい土壌はできているのではないかと考えている。

5 次回日程及びテーマ

7月ころを予定しているが未定

テーマについても未定であり、追って幹事会にて検討予定